

Table for calculating taxable transactions (Table A)

This calculation table is a specimen.

課税取引金額計算表

(令和 年分)

(事業所得用)

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1. 9. 30 以前(※2)			R1. 10. 1 以後(※2)		
				う ち 旧 税 率 6. 3%適用分 D	う ち 軽 減 税 率 6. 24%適用分 E	う ち 標 準 税 率 7. 8%適用分 F			
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円	円	円	円	円	円	円	円	
売上原価	期首商品棚卸高 ②								
	仕 入 金 額 ③								
	小 計 ④								
	期末商品棚卸高 ⑤								
	差 引 原 価 ⑥								
差 引 金 額 ⑦									
経 費	租 税 公 課 ⑧								
	荷 造 運 賃 ⑨								
	水 道 光 熱 費 ⑩								
	旅 費 交 通 費 ⑪								
	通 信 費 ⑫								
	広 告 宣 伝 費 ⑬								
	接 待 交 際 費 ⑭								
	損 害 保 険 料 ⑮								
	修 繕 費 ⑯								
	消 耗 品 費 ⑰								
	減 価 償 却 費 ⑱								
	福 利 厚 生 費 ⑲								
	給 料 賃 金 ⑳								
	外 注 工 賃 ㉑								
	利 子 割 引 料 ㉒								
	地 代 家 賃 ㉓								
	貸 倒 金 ㉔								
	⑮								
	⑯								
	⑰								
⑱									
⑲									
⑳									
㉑									
㉒									
㉓									
㉔									
雑 費 ⑳									
計 ㉑									
差 引 金 額 ㉒									
③+㉑ ㉒									

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

- ※1 B欄には、非課税取引、輸取出引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
- ※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。
- ※3 上記の斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

Table for calculating taxable sales (Table B)

This calculation table is a specimen.

課税売上高計算表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
営業等課税売上高	①	表イ-1の①C欄の金額	表イ-1の①D欄の金額	表イ-1の①E欄の金額	表イ-1の①F欄の金額
農業課税売上高	②	表イ-2の④C欄の金額	表イ-2の④D欄の金額	表イ-2の④E欄の金額	表イ-2の④F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
課税売上高	③	表イ-3の④C欄の金額	表イ-3の④D欄の金額	表イ-3の④E欄の金額	表イ-3の④F欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
損益計算書の収入金額	④				
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤				
差引課税売上高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦				
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧				
差引課税売上高 (⑦-⑧)	⑨				

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩				
--	---	--	--	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6. 3%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-2の①-1C欄へ (簡易課税用)付表4-2の①-1C欄へ
円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6. 24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1D欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1D欄へ ※旧税率適用分がない場合 (一般用)付表1-3の①-1A欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1A欄へ
円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7. 8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-1の①-1E欄へ (簡易課税用)付表4-1の①-1E欄へ ※旧税率適用分がない場合 (一般用)付表1-3の①-1B欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1B欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

Basic knowledge

Preparation

Procedures

Completing your return

Calculation

Local consumption tax calculation

Enter the value in the return form (Page 1 and Page 2)

Other items

Filing and paying

Income tax adjustment

Rough draft return form

Table for calculating taxable purchases (Table C)

This calculation table is a specimen.

課税仕入高計算表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
営業等課税仕入高	①	表イ-1の③C欄の金額	表イ-1の③D欄の金額	表イ-1の③E欄の金額	表イ-1の③F欄の金額
農業課税仕入高	②	表イ-2の③C欄の金額	表イ-2の③D欄の金額	表イ-2の③E欄の金額	表イ-2の③F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
課税仕入高	③	表イ-3の③C欄の金額	表イ-3の③D欄の金額	表イ-3の③E欄の金額	表イ-3の③F欄の金額

(3) () 所得に係る課税仕入高	金額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤				
差引課税仕入高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金額	R1.9.30以前(※)		R1.10.1以後(※)	
		うち旧税率 6.3%適用分	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	うち標準税率 7.8%適用分
業務用固定資産等の取得費	⑦				
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧				
差引課税仕入高 (⑦-⑧)	⑨				

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩	付表2-2の⑨C欄へ	付表2-1の⑨D欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の⑨A欄へ	付表2-1の⑨E欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の⑨B欄へ
--	---	------------	--	--

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算	
$\text{円} \times 6.3/108$ 税抜経理方式によっている場合、⑩旧税率6.3%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) 付表2-2の⑩C欄へ
$\text{円} \times 6.24/108$ 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩D欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の⑩A欄へ
$\text{円} \times 7.8/110$ 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	(1円未満の端数切捨て) 付表2-1の⑩E欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の⑩B欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

[Schedule 1-3]

Table for calculating the amount of consumption and local consumption tax and Calculating the amount of consumption tax representing the local tax base

This calculation table is a specimen.

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区 分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000 ※第二表の①欄へ	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	①・2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消費税額	②	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※第二表の⑮欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表2-3の⑳・㉔A欄の合計金額)	(付表2-3の⑳・㉔B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表2-3の㉑A欄の金額)	(付表2-3の㉑B欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤			※第二表の⑰欄へ
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤・1			※第二表の⑱欄へ
	⑤ 内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤・2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑲欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			※第一表の⑨欄へ 00	
地方となる消費税の課税標準額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩		※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉒及び㉓欄へ	
	差引税額 (⑨)	⑪		※第一表の⑪欄へ ※第二表の㉒及び㉓欄へ 00	
譲渡割納税額	還付額	⑫		(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑫欄へ	
	納税額	⑬		(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ 00	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

Basic knowledge

Preparation

Procedures

Completing your return

Calculation

Local consumption tax calculation

Enter the value in the return form (Page 1 and Page 2)

Other items

Filing and paying

Income tax adjustment

Rough draft return form

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
		円	円	円	
課税売上額 (税抜き)	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④				※第一表の⑮欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦				※第一表の⑮欄へ
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧			[%]	※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)		
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮				
課税売上高が5億円以下かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課税売上高が5億円超の場合 の控除調整額	個別対応方式 ⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱			
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				
控除対象仕入税額 〔(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		
控除超過調整税額 〔(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨て、
2 ⑩及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

Consumption and local consumption tax return form (Page 1) (General Form)

This return form is a specimen.

G K O 3 0 4

第3-(1)号様式

個人事業者用

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 屋号	
個人番号	
(フリガナ) 氏名	Ⓜ

一連番号	
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認印
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()	身元確認
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日	

自 平成 年 月 日
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中周申告 自 平成 年 月 日
令和 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額	①		0 0 0
消費税額	②		
控除過大調整税額	③		
控除対象仕入税額	④		
返還等に係る税額	⑤		
税貸倒れに係る税額	⑥		
控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧		
差引税額(②+③-⑦)	⑨		0 0
中周納付税額	⑩		0 0
納付税額(⑨-⑩)	⑪		0 0
中周納付還付税額(⑩-⑨)	⑫		0 0
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	
	差引納付税額	⑭	0 0
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	
	差引税額	⑱	0 0
譲渡割額	還付額	⑲	
	納税額	⑳	0 0
中周納付譲渡割額		㉑	0 0
納付譲渡割額(㉑-⑲)		㉒	0 0
中周納付還付譲渡割額(⑲-㉑)		㉓	0 0
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	
	差引納付譲渡割額	㉕	0 0
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除計算額の法	<input type="checkbox"/>	個別対応式	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式	41
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応式	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式	
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除	<input type="checkbox"/>		
基準期間の課税売上高						千円
還付金を受け取る機関等	銀行		本店・支店			
	金庫・組合		出張所			
	農協・漁協		本所・支所			
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号					
	郵便局名等					
※税務署整理欄						

税理士署名押印	Ⓜ
(電話番号 - -)	

<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

⑤=(①+②)-(③+④+⑤+⑥)-修正申告の場合⑤=⑧+⑨
⑥が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

- Basic knowledge
- Preparation
- Procedures
- Completing your return
- Calculation
- Local consumption tax calculation
- Enter the value in the return form (Page 1 and Page 2)
- Other items
- Filing and paying
- Income tax adjustment
- Rough draft return form

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 屋号	
(フリガナ) 氏名	

整理番号	
------	--

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39①	53

個人事業者用

第二表

自 平成 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円	
※申告書(第一表)の①欄へ															0	0	0

課税資産の譲渡等 の対価の額の合計額	3 % 適用分	②															
	4 % 適用分	③															
	6.3 % 適用分	④															
	6.24 % 適用分	⑤															
	7.8 % 適用分	⑥															
		⑦															
	特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧														
7.8 % 適用分		⑨															
		⑩															

消費税額	⑪																
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫															
	4 % 適用分	⑬															
	6.3 % 適用分	⑭															
	6.24 % 適用分	⑮															
	7.8 % 適用分	⑯															

返還等対価に係る税額	⑰																
※申告書(第一表)の⑤欄へ																	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱															
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲															

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳															
	4 % 適用分	㉑															
	6.3 % 適用分	㉒															
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓															

(注1) ⑧~⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)